

2011年5月27日

「新しい公共」による被災者支援活動及び復興に関する提案

加藤 好一

(生活クラブ事業連合生活協同組合連合会・会長)

東日本大震災は、大地震と大津波により、多くの死者、行方不明者、避難者をもたらしました。全国の協同組合は、被災者の支援や生活再建のため、緊急支援物資や車両の提供、安否確認、募金活動やボランティアネットワークへの参加などに早くから取り組みました。また、地域の生活を支える事業再開に、被災地の協同組合と全国の協同組合が連携して取り組んでおります。

さらに、福島第一原子力発電所の事故は、周辺の農水産物への汚染のみならず、風評被害や計画停電により市民生活および経済活動へ深刻で広範な影響をもたらしています。

このような中で、「新しい公共」推進会議及び震災ワーキング・グループが、「新しい公共」の力が十分発揮されるよう議論することは、時宜に適ったものと考えます。

この間の支援の取り組みを通じて、検討が必要と考える事項をまとめ、以下の提案を致します。

(1) 復旧・復興にむけた多くの市民の参加による継続的な支援のための拠点づくり

生活クラブは、仙台に継続的な支援の拠点を、他の協同組合とともに、市民セクターの協同で作りました。この経験から、こうした拠点づくりのためには、具体的な支援の拡大とともに、「特区制度」を活用するなど規制を緩和し、当事者とともに多くの協同組合など市民セクターの参加が可能な仕組みが必要と考えます。

① 協同組合など市民セクターの連携の推進

協同組合でも、業務支援だけでなく多くのボランティアを送り出しています。こうした力が中期的な復興支援と結び付いて継続していくためには現地における拠点整備が重要です。その際、より多くの人々の関わりを実現するため、協同組合など市民セクターの参加・連携を進めるための措置が不可欠です。

地域再生に向けた取り組みでは、例えば再生可能エネルギー事業をはじめとしたコミュニティ事業や様々な雇用確保のため、参加型に規制の緩和を行っていくことも必要です。

そのために、たとえば、協同組合の事業に関する制限列挙的規制を緩和することなど改善が必要です。

② 被災者支援コールセンターの設立

避難所にいる際は、張り紙や、職員の配置、被災者同士のコミュニティーで情報の収集ができていましたが、仮設(借り上げ仮設を含む)に移った段階で、自ら動く以外には情報は入ってきにくくなります。時期によって、支援の内容、制度の変化もあり、また精神面の変化も同様にみられます。個別に対するサポート事業を被災地全域に行うことは大変困難です。

そこで、コールセンターを設置することにより、緊急の被災者の声を聞くことができ、なおかつ適切な支援へのつなぎをすることができます。また、コールセンターには被災者自身を緊急雇用の対象とすることができ、瓦礫処理など土木関連以外での雇用を産むことができます。運営は行政、市民、事業者が連携して行い、それぞれの強みを活かし、適切な役割をになっていく必要があります。

③ コーディネーター(あるいはプランナー、コンサルタントなど)人材の派遣

震災支援において、様々なところから新規事業へ資金要請、事業提案を受けることがあります。ただ、もともと有志で震災支援をしている方々は、専門的なプラン構築や行政への提案書類に戸惑うことが多く、地元ならではのアイデアの具現化を難しくしています。被災地の当事者を中心としながら、コーディネーター(あるいはコンサルタントやプランナーなど)が寄り添い、議論し、事業を立ち上げていくための制度的支援が必要です。

(2) 避難所や仮設住宅に居住する被災者、在宅避難者の支援のために協同組合法制度や運用の改善をはかること

① 買物困難者への支援

生活基盤が一切失われ、被災生活の長期化が想定される中で、買物困難者の問題の激化が予想されます。以前より、生協は、買物困難者支援として、生協の既存の事業の仕組みである共同購入システムを活用して移動販売車の運行を行うあるいは買物バスの運行を行ってきました。2010年度は2生協が経済産業省の実施する補助事業の対象ともなりました。

今回の震災においても、移動販売を行ったり、被災地域と店舗を結ぶ買物バスを運行したりしていますが、長期化すると運営費用の問題が発生しがちです。三陸地方の仮設住宅では小規模で周辺に小売店舗がないような地域に建設されることとなることも予想され、いわゆる「買物困難者」が多数発生すると考えられることから、移動販売車や買物バス等が期待されます。これらの取り組みへの財政的支援が必要と考えます。特にバスについては店舗だけでなく、役所や病院等も巡回することを前提に、自治体・事業者

が一体となって運営するコミュニティーバス方式も考えられます。行政と協同組合など市民セクターの連携強化が期待されます。

② 一時的な員外利用の許可

今後も、仮設住宅での生活や被災県外への避難など様々な形で、不慣れな土地や厳しい環境下でのくらしが長期化することが想定されます。被災者のくらしの実態とニーズを踏まえながら行われる①の手法などによる食料品の提供などについて、被災者支援が円滑に行えるよう、一時的に員外利用(組合員外の利用)を可能とする条件等の整備、生協法法制や運用の改善検討が進められることが必要と考えます。

(3) 食品の提供にともなう、安全・安心の確保

原発事故に関する情報は的確に開示し、検証を行うとともに、生産者・事業者へは適切な損失補償を行うことが、必要です。

安全とされるものは供給、利用しながら、問題のあるものは排除するということが適切に行われる必要があります。そのためには汚染の状況の的確な情報提供が欠かせません。さらには問題があれば、確実に排除するためにしかるべき補償が適切になされる必要がある。

これらのために予算を含む措置を行うことが、必要です。

(4) 復旧及び復興計画の策定にあたっては、当事者であり担い手でもある、協同組合をはじめとした多くの市民セクターを位置づけ、参加型で行っていくことが必要です。

(5) 被災した協同組合や中小法人への支援(税制、補助、公的融資、事業補償など)を行うことが、必要です。

① 被災した信漁連、信用実施漁協などの協同組合に対して、支援を行うことが必要です。

② 消費者信用生協への公的支援

岩手県を中心に多重債務者への相談・貸付事業を行う「消費者信用生協」(本部:盛岡市)が被災し、困難な状況に直面しています。組合員 3,000 人が被災し、貸付をしている組合員 660 人(貸付残高 7.38 億円)のうち、半数が返済の目途が立たなくなっています。5月末の年度決算で、約3億円の貸倒引当金処理を行います。他の協同組織金融機関については金融機能強化法に基づく公的支援がありますが、信用生協に対しては支援の枠組みがありません。多重債務相談とセーフティーネット貸付を行う生協への社会的期待が高まっていることに鑑み、支援の検討が必要と考えます。

- ③ 津波により事業施設が破壊されたり、原発事故により事業困難を抱える等、協同組合事業も大きな影響を受けています。基本的には自力で対応しますが、必要最低限の公的支援を受けられるよう、被災協同組合や中小法人への支援(税制、補助、公的融資、事業補償など)が必要です。

公的医療施設とは異なり、医療生協を含む民間の医療施設に対しては災害復旧に伴う国庫補助制度がありません。地域医療の再生には民間医療機関の果たす役割は重要です。民間医療機関に対する補助制度が必要と考えます。

(6) 震災寄付税制を改善・拡充すること

震災寄付税制対象外となっている市民セクターのNPO法人や協同組合についても改善・拡充すること。

(7) 新エネルギー政策の策定および再生可能エネルギー普及のために地域分散の視点で協同組合などの市民セクターの意見を求めるとともに必要な制度の改定を行うこと。

以上